

---

プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 四半期会計基準等見直しのアプローチ

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、四半期会計基準等見直しのアプローチについて、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 2023 年 10 月 5 日に開催された第 511 回企業会計基準委員会では、改正法案における四半期報告書制度の見直しへの対応として、原則として企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。また、以下合わせて「四半期会計基準等」という。）における第 2 四半期の会計処理及び開示の取扱いを踏襲し、四半期会計期間等の用語を中間会計期間等に置き換えることを提案した。
3. また、2023 年 10 月 19 日に開催された第 512 回企業会計基準委員会では、単純な用語の置き換えが難しい個別の論点について、以下のとおり、原則としてこれまでの実務を踏襲する形で改正をしつつ、一部の論点についてはこれまでの実務を変更することを提案した。

	論点	提案
(1)	① 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理 ② 未実現損益の消去における簡便的な会計処理	前四半期に算定した基準等を用いることは決算日以外の期中の数値を用いることになるため、前年度の決算との比較に基づく簡便的な取扱いのみ定める

(2)	有価証券の減損処理 又は棚卸資産の簿価 切下げに係る方法	四半期切放し法又は四半期洗替え法を中間切放し法又は中間洗替え法に変更する。ただし、四半期切放し法の廃止により実務に影響がある可能性があるため、公開草案においてその変更の影響に関する意見募集を行い、重要な影響がある場合には、これまでの処理を一定期間認めるなどの経過措置を定める
(3)	原価差異の繰延処理	現行の四半期会計基準の取扱いを踏襲し、原価差異の繰延処理を認める
(4)	みなし取得日	みなし取得日である決算日に従来の中間決算日が含まれるよう「決算日には、中間会計期間末日又は、中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日を含む。」とする

4. これに対して、次のような意見が聞かれた。

- (1) 「(仮称)中間会計基準等」における簡便的な会計処理等について、事務局の提案に賛成する。
- (2) 金融商法商品取引法の改正により四半期という概念がなくなるため、四半期適用指針で認められた簡便的な会計処理のうち、直前の四半期会計期間の基準等を利用した取扱いについて変更が避けられないことは理解できるが、実務での負担を増やさないように、できるだけ現行の実務を維持できるように工夫すべきである。
- (3) 改正法案の施行までの期間が短いことを考慮すると、現行の実務からの変更が生じる取扱いについては、経過措置により現行実務の継続を認める等の配慮が必要と考える。
- (4) 短期的な対応としては経過措置を定めて実務を変えないとしつつも、中長期的な方向性として、海外と同様に四半期の積上げで半期報告や年度報告ができる形を目指すのであれば、その旨を「公表にあたって」や結論の背景等に記載して利用者等の予見可能性を高めるべきである。

5. 前項に記載のとおり、事務局提案に賛成する意見が聞かれたものの、現行の実務からの変更が生じる取扱いについては経過措置により現行実務の継続を認める必要があるとの意見が聞かれている。このため、以下では、前項の意見を踏まえて施行日までの短期的な対応及び中長期的な方向性について検討を行う。

### **III. 短期的な対応**

#### **(事務局の分析)**

6. 金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱では、「上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし（四半期報告書制度の廃止）、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付けることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除することとする。」とされている。これまで当委員会では、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の開発を行っていることから、まず改正法案に合わせて金融商品取引法上の半期報告書において開示される中間連結財務諸表又は中間財務諸表に関する会計基準等の開発を行うことが考えられる。
7. 一方、2022年12月27日に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下、「ディスクロージャーWG 報告」という。）では、四半期開示について、コスト削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法に基づく四半期報告書（第1・第3 四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」とするという考え方が示されており、この観点からはこれまで四半期会計期間において行われていた会計処理が引き続き認められるべきであるという意見が聞かれている。
8. この点、現時点で改正法案が成立していないものの、改正法案の施行日が2024年4月1日とされており（改正法案附則第1条第3項）、企業の準備期間が極めて短いことから、改正法案に合わせて6か月を会計期間とする中間連結財務諸表又は中間連結財務諸表に関する会計基準の開発を原則としつつ、それにより現行の実務に変更が生じる可能性のある第3項(1)及び(2)の取扱いについては第4項の意見を踏まえて再度検討することが考えられる。

#### **(前年度又は前四半期決算から著しく変動がない場合の簡便的な会計処理)**

9. 第512回企業会計基準委員会では、前年度又は前四半期決算から著しく変動がない場合に簡便的な会計処理を認める次の事項については、中間会計期間において前四半期に算定した基準等を用いることは決算日以外の期中の数値を用いることになる

ため、前年度の決算との比較に基づく簡便的な取扱いのみ定めることを提案した。

(1) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理

(2) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

10. この提案に対して、第 4 項に記載のとおり金融商法商品取引法の改正により四半期という概念がなくなるため直前の四半期会計期間の基準等を利用した取扱いについて変更が避けられないことは理解できるが、実務での負担を増やさないように、できるだけ現行の実務を維持できるように工夫すべきであるとの意見がある。
11. ここで、中間会計期間において直前の四半期会計期間の基準等を利用した取扱いを行う場合は、期中の一部分の期間を基礎として期末の資産又は負債の評価を行うことになるため、「(仮称) 中間会計基準等」において原則として定めることは適切でないと考えられる。
12. しかしながら、改正法案の施行日までの準備期間が非常に短い中で実務への負担に配慮すべきであり、また、四半期の簡便的な会計処理については、四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせないことを条件として認められている(四半期会計基準第 9 項及び第 20 項)ものであることから、引き続き当該簡便法を認めたとしても財務諸表利用者の判断を誤らせるものではないと考えられる。このため、これまでの前四半期から著しく変動がない場合の簡便法を認めることを経過措置として定めることでどうか。

#### **(有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法)**

13. 第 512 回企業会計基準委員会(2023 年 10 月 19 日開催)では、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る会計処理として、四半期会計基準等の四半期切放し法と四半期洗替え法の用語を置き換え、中間切放し法と中間洗替え法を定めることを提案した。
14. また、現行の四半期決算で有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法として四半期切放し法を採用する会社は、第 1 四半期決算で減損又は評価損を計上する場合に、改正法案では四半期決算が廃止されることから、現行の第 2 四半期決算と改正法案における中間決算とで会計処理の結果が異なると考えられるため、公開草案においてその変更の影響に関する意見募集を行い、重要な影響がある場合には、これまでの処理を一定期間認めるなどの経過措置を定める等の対応を検討することを提案した。

15. ここで、四半期切放し法を適用している企業が中間切放し法を適用する場合、第1四半期で計上された評価損を洗替えるためのシステム変更等が必要になる可能性があり、改正法案の施行日までの準備期間が非常に短い中で対応が困難であると考えられる。このため、「(仮称) 中間会計基準等」において、これまで四半期会計基準等に基づき四半期切放し法を適用している場合は、第1四半期の末日において切放し法を適用したのものとして中間会計期間末において切放し法を適用することができるとする経過措置を定めることかどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料の第6項から第15項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

**IV. 中長期的な方向性**

16. 今般の法改正により、金融商品取引法上は中間財務諸表のみを作成することになるが、実務上、上場会社においては四半期決算短信が提出されるため、引き続き3か月ごとに決算が行われることになる。四半期決算短信については東京証券取引所の規則に従うこととされているが、上場企業の観点からは四半期決算短信と中間財務諸表は連続したものとして作成することから、同じ会計基準に基づいて中間決算と四半期決算を行うべきであるとの意見が聞かれている。特に、第3四半期については、「(仮称) 中間会計基準」で扱うことができない点が問題になると考えられる。
17. また、財務諸表利用者の観点からも、四半期決算短信と中間財務諸表との間で期間比較できるように、中間決算と四半期決算は同じ会計基準に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれている。
18. ここで、現行の基準（短期的な対応を行った「(仮称) 中間会計基準」を含む。）のもとでは、中間決算と四半期決算とで異なる取扱いが定められているため、これらの取扱いを期中報告基準において一本化することが考えられる。
19. 一本化の方法には複数の方法が考えられるが、国際的な会計基準における期中報告基準においては、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとすることが原則とされており（IAS第34号「期中財務報告」第28項など）、この原則を採用することが考えられる。

20. この方法によった場合、例えば、前四半期決算から著しく変動がない場合の簡便的な会計処理や有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法については、現行の基準から変更することになると考えられる。このような変更については関係者の意見を十分に聞く必要があるため、「(仮称)中間会計基準等」に寄せられたコメントと「(仮称)中間会計基準等」適用後の実務を踏まえて検討を行うことでどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料の第 16 項から第 20 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上